



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年7月5日(金) 第10212号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則(住宅政策課)	2
告 示	
○群馬県県税条例第21条第1項の規定により指定する期日(税務課)	3
○同	3
○道路の供用開始(道路管理課)	3
公 告	
○開発工事の完了(建築課)	3

■ 規則

群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十八号

群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県営住宅管理条例施行規則（昭和三十五年群馬県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報（番号法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）」に改め、同条第三項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第七条第一項ただし書及び第二項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第八条第五号ロ中「（同法）」を「又は第十条の二（これらの規定を同法）」に改める。

第十四条第二項ただし書、第二十一条第一項ただし書、第二十三条第一項ただし書、第二十五条第一項ただし書、第二十七条ただし書、第二十八条ただし書、第二十九条ただし書、第三十条第三項ただし書、第三十一条第一項ただし書、第三十六条ただし書及び第四十三条第一項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第176号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第21条第1項の規定による告示（令和6年群馬県告示第10号）において別途告示で定めることとされている期日のうち、富山県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、個人の事業税、法人の県民税及び法人の事業税に限り、その期限が令和6年1月1日から同年7月30日までの間に到来するものについて、同月31日とする。

令和6年7月5日

群馬県知事 山本 一 太

◎群馬県告示第177号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第21条第1項の規定による告示（令和6年群馬県告示第10号）において別途告示で定めることとされている期日のうち、石川県（金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町及び鹿島郡中能登町に限る。）に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、個人の事業税、法人の県民税、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に限り、その期限が令和6年1月1日から同年7月30日までの間に到来するものについて、同月31日とする。

令和6年7月5日

群馬県知事 山本 一 太

◎群馬県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月5日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	122号	館林市栄町198番の2地先から同市富士原町字大道西941番の4地先まで	令和6年7月5日

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為

に関する工事が完了した旨を公告する。

令和6年7月5日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字藤川60-1、60-3の一部、20-2の一部	佐波郡玉村町大字飯塚249番地1 大野駿一郎
2	佐波郡玉村町大字角淵字御門5269-1	太田市大原町1149番地6ピュアタウンⅡ1号棟 岩村健太
3	邑楽郡邑楽町大字狸塚字江原2502-1	館林市小桑原町1019番地の110サクラメント-101 原龍雅、原祥子

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111